



「地方公共団体実行計画」制度を取り巻く状況

2021年9月



3. 改正地球温暖化対策推進法の概要

地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）



主な改正点とそのポイント

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- ・パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付け。
- ・政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- ・地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）**に係る**促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等**を定めるよう努めることとする。
- ・市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の手続ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- ・企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- ・地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- ・企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

17

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）



1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的・社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定めること**とする（第21条第3項）。
(施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定むるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的・社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定めること**とする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努めること**とする（第21条第4項）。
(施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)
- (3) **すべての市町村**は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業**（※1）の**促進に関する事項**として、**促進区域**（※2）、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を定めるよう努めることとする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること**等について市町村の認定を受けることができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※3）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及び他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めことなる。（第21条第6、7項）

※3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（從属発電）の登録。

18

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）



政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- ・ 省令・ガイドラインでのルール整備、+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県=事業推進の方向付け

- ・ 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- ・ 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

援助※1
(計画策定の促進)

○市町村=円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- ・ 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び 地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

合意形成プロセス※2



住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に關し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。



地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会 第1回
地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会 第1回



今後の地方公共団体実行計画に関する期待と課題

2021年9月



1. 改正地球温暖化対策推進法を踏まえた対応について

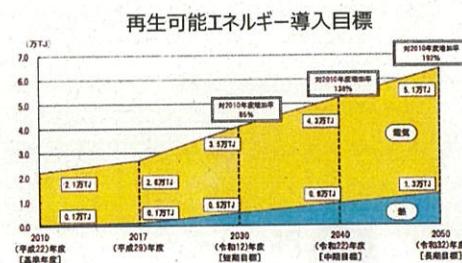
地球温暖化対策推進法の改正事項（目標）

地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地方公共団体実行計画の区域施策編について、①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成の4カテゴリについて**施策の実施目標を定める必要がある**。（第21条第3項第5号）
 - ①の再エネについて、基本的には、**各地方公共団体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点**から、再エネ導入容量（kW等）を、再エネ種別ごとに設定することが考えられる。再エネ以外の施策（②～④）については、**施策の実施状況の進捗管理を適切に行えるようなKPIとしての目標を設定することが考えられる。**

参考事例（長野県ゼロカーボン戦略）

- 再生可能エネルギーの導入量を2030年までに2010年度の約1.8倍、2050年までに約2.9倍にするという目標を打ち出している
- 家庭・運輸などの部門についても目標値を設定



出所）長野県ゼロカーボン戦略 WEBページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>

地球温暖化対策推進法の改正事項（地域脱炭素化促進事業）

地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義（第2条第6項）。
- 地域脱炭素化促進事業の対象として、現在検討されているものは下記の通り。

事業範囲のイメージ

地域脱炭素化促進施設

再生可能エネルギー利用を中心とする地域の脱炭素化のための施設

再エネ発電施設		再エネ熱供給施設	
太陽光	陸上風力	太陽熱	地中熱
中小水力	地熱	温泉熱	下水熱
バイオマス		バイオマス熱	
※再エネ海域利用法を活用する 洋上風力は対象外			

その他の地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設による再生可能エネルギーの利用を通じた
区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組

蓄電池、自営線、
水素製造施設、
水素貯蔵施設

自治体出資の地域新電
力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設
の整備

環境教育
プログラムの提供

地域の環境保全
に資する取組

経済・社会の持続的発展
に資する取組

地球温暖化対策推進法の改正事項（促進区域、環境配慮の基準）



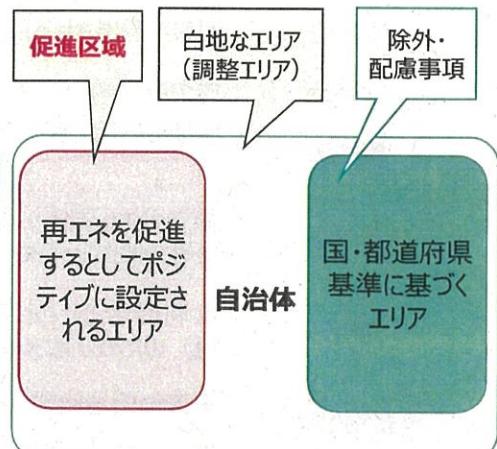
地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）
 - 市町村は、環境保全に係る国・都道府県による基準のあり方を踏まえて、促進区域を設定。（第21条第6項、第7項）

促進区域設定のイメージ

- 促進区域の設定には、例えば次の手順が想定され

1. 環境省令や都道府県が設定した環境配慮基準に基づくエリアを除外。
 2. 白地なエリア（調整エリア）のうち、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを促進区域として抽出。



環境省会・環境配慮基準の設定例

設定例	概要	具体的なイメージ(案)
環境省令	全国一律で一般的かつ明確な内容を想定	<ul style="list-style-type: none"> 保護地域等の法律上又は事実上立地不可能な区域の除外 絶滅危惧種の生育生息地等 立地を避けるべき地域 騒音等の防止 住居に近接する場合の配慮
環境配慮基準	環境省令を踏まえつつ、それに地域の自然的・社会的条件を加え、一定の具体的な面的な地理情報を念頭に置いた基準を提示	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の定める保護地域等の条例上または事実上立地不可能な区域の除外 当該エリアごとに、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住地域からの距離 ✓ 森林からの距離 ✓ 鳥の営巣地からの距離 <p>等の地域別事情等から立地できない区域の有無等</p>

地球温暖化対策推進法の改正事項（地域環境保全・地域貢献）



地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）

地域の環境保全・地域経済社会への貢献のイメージと具体例

1. 地域の環境保全
 - ・ 地域の景観や動植物・生態系等の自然環境への配慮に関する取組
 - ・ 騒音や悪臭等の生活環境への配慮に関する取組
 - ・ 事業実施後における地域脱炭素化促進施設の撤去・廃棄に関する取組

- ## 2. 地域の経済・社会の持続的発展 (地域貢献)

- ・ 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進とともに、非常時の災害用電源として活用することが可能な取組
 - ・ 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組



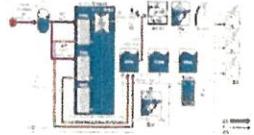
北海道石狩車



(写真出典：熊本市「ようこそ 熊本城跡公園
工場へ」
[http://www.city.kumamoto.jp/
hpkg/pub/detail.aspx?c_id=5&ud=](http://www.city.kumamoto.jp/hpkg/pub/detail.aspx?c_id=5&ud=)

地圖經濟

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。温泉の蒸気と熱水を利用してバイナリーエネルギー装置により電力を生成、FIT売電。
 - 発電に利用した後の温泉水を旅館に配給。さらに、発電所で使った媒体を冷却するために使われた大量の水を更に利用して、熱利用による除雪や温水供給などに活用。



出所) 環境省「温床熱利用事例
集」p.9
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>
(閲覧日: 2020/11/26)

地球温暖化対策推進法の改正事項（認定基準）



地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地域脱炭素化事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。（第22条の2）
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。（第22条の5～第22条の11）

特例の対象となる許認可等手続の概要

対象となる行為

許可等権者

法律	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国土大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置 指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。 都道府県知事等への届出

地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会 第1回
地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会 第1回



今後の検討の全体像・スケジュール（案）

2021年9月



御議論いただきたい事項の概要

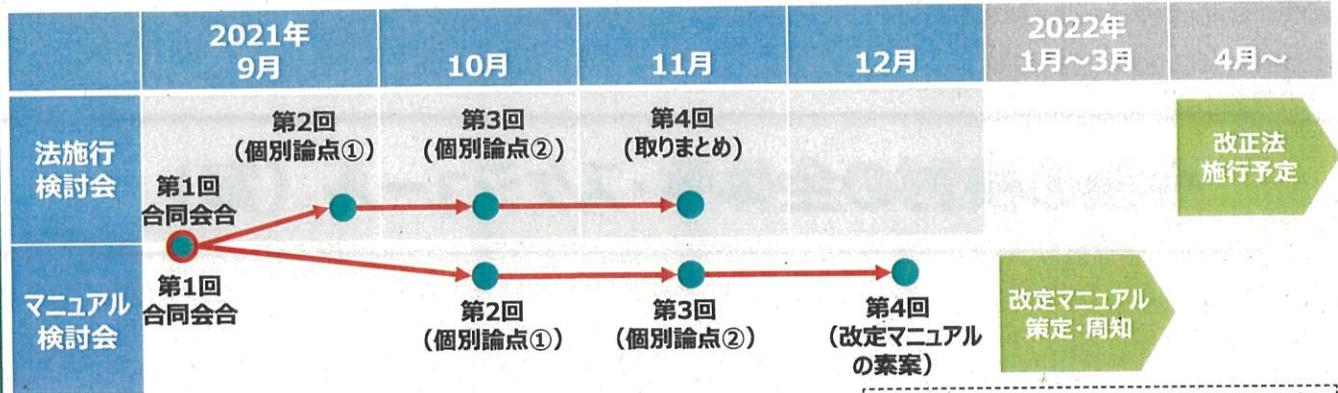


- 「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」（以下「法施行検討会」という。）では、改正地球温暖化対策推進法（以下「改正法」という。）で規定された事項のうち、「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定、環境保全に係る国・都道府県による基準等について、基本的なあり方・考え方を御検討いただく。
- 「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」（以下「マニュアル検討会」という。）では、今後、地方公共団体が地方公共団体実行計画において対応すべき事項のうち、改正法、改定後の地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップに関するものについて、基本的な対応のあり方を御検討いただく。また、計画策定や施策の検討に当たって地方公共団体の参考となる考え方についても御検討いただく。
- 各検討会で御議論いただきたい重要事項は、概ね下表のとおり（下表中「○」は、特に注力いただきたい事項）。

	重要事項	法施行検討会	マニュアル検討会
	2050年カーボンニュートラル目標や2030年度46%削減目標を踏まえた地方公共団体実行計画のあり方	○	○
改正法への対応	再生可能エネルギー等に係る施策の実施目標の設定と進捗管理方法	○	○
	促進区域の設定、地域の環境保全の取組・地域貢献の取組に係る要件の設定のあり方	○	○
	環境保全に係る国・都道府県による基準等のあり方	○	
	地域脱炭素化促進事業の認定に関する基準・手続き等の運用のあり方	○	○
	地方公共団体実行計画協議会の活用のあり方	○	○
	政府実行計画（案）を踏まえた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・実施について		○
	その他 地方公共団体実行計画の策定・実施に関すること	○	○

今後のスケジュール案

- 両検討会は、それぞれ概ね計4回程度を開催する予定。来春の改正法の施行、これに先立つ地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定（以下、「改定マニュアル」という。）等の予定を見据えて進行。
- 年内には、各検討会としての検討成果を取りまとめる予定。全体のスケジュール案は、概ね次のとおり。



- 第1回は、地方公共団体実行計画を巡る状況・重要事項の共通性・関連性を踏まえ、今後の議論の起点となる基本認識を形成・共有いただくべく、両検討会を合同開催とする。
- 第2回以降は、各検討会をそれぞれに開催し、より専門的・具体的に検討を深めていただく。その際、改正法への的確な対応を図る観点から、必要に応じ、互いの検討状況を共有いただくこと等により、連携して検討を進めていただく。